

旭川市スポーツ大会運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ団体及び個人のスポーツ活動を助長し、もって本市のスポーツの推進に資するためスポーツ大会運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、スポーツに関する事業を行う団体(小中学校を除く。以下同じ。)(以下「スポーツ団体等」という。)とする。ただし、政治・宗教活動及び営利事業を行う団体を除く。

2 前項の団体については、おおむね次の実態を備えていること。

- (1) 定款、寄附行為に類する規約を有すること（学校部活動を行う団体を除く。）。(2) 団体意思を決定し、執行し、代表する機構が確立していること。
- (3) 自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。
- (4) 活動の本拠としての事務所等を本市に有すること。
- (5) 活動の成果が、全市的視野に立って期待できること。

(補助対象経費)

第3条 交付の対象となる経費の範囲（以下「補助対象経費」という。）は、大会運営に要する経費とする。ただし、事業実施のための事前の調査研究及び研修に要する経費、交際費、慶弔費並びに懇親会費を除く。

(対象となる大会)

第4条 補助金の対象となる大会等は、次の各号に掲げるスポーツ団体等が主催し、又は主管する大会等で、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 国際大会及び国際親善試合
- (2) 全国的な参加規模をもって開催される大会
- (3) 全道的な参加規模をもって開催される大会
- (4) その他前各号に掲げる大会に準ずるもの

2 前項の補助金額は、当該大会等の内容、経費等を検討し、補助対象経費の2分の1以内で、かつ、別表の定める金額の範囲内の額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて補助金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業」という。）の着手日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の概要（様式第2号）

- (2) 定款・寄附行為又はこれに類する規約（申請者が学校部活動を行う団体の場合を除く。）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すものとする。

（交付決定等の通知）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定額その他決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者が前条第1項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金の交付の申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行できなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（状況報告等）

第10条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

- 2 市長は、前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付の決定の後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業内容変更等承認申請書（様式第 6 号）に次の書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

(1) 変更後の収支予算書（様式第 4 号）（変更の場合に限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の変更又は廃止の承認を決定したときは、その旨を書面により補助事業者へ通知するものとする。承認しないことを決定したときもその旨を書面により通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後速やかに又は当該補助事業完了の期日の属する年度の 3 月 31 日までに補助事業実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施書（様式第 8 号）

(2) 収支決算書（様式第 9 号）

(3) 補助金精算書（様式第 10 号）

(4) 支出証拠書類の写し。ただし、支出証拠書類が大量の場合は抽出による確認、
実地調査等により添付に替えることができる。

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定により報告を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じ調査を実施し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合していると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を書面（様式第 11 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定後においても適用できるものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金は、第 13 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 16 条 市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交

付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、概算払を決定したときは、概算払の金額及び概算払の時期を書面（様式第 13 号）により、補助事業者に通知するものとする。概算払をしないことを決定したときもその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 17 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。
- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（理由の提示）

- 第 18 条 市長は、第 10 条第 2 項による指示をするとき、又は第 14 条に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備等）

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間は保存しなければならないものとする。

（その他）

- 第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

(別表 運営費補助金)

大会規模	参加人数	補助金
国際大会及び国際親善試合		１００，０００円
全国的な参加規模をもって開催される大会	３５０人以下	３０，０００円
	３５１人以上 ７００人以下	５０，０００円
	７０１人以上	１００，０００円
全道的な参加規模をもって開催される大会	３５０人以下	１５，０００円
	３５１人以上 ７００人以下	２５，０００円
	７０１人以上	１００，０００円

※参加人数については、当該大会のプログラムへの記載を予定する大会参加者数及び大会役員数を合わせた数とする。